

まず、どんな支援があるか調べたい場合にはこちらから

	目的等	制度名等	制度の要件、内容等	問い合わせ先等
全般	支援内容を知りたい	<a href="#">「あなたが使える緊急支援」</a>	目的別に支援内容をまとめたもの	自由民主党
	東京都民向け支援が知りたい	<a href="#">東京都 新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ</a>	東京都および一部の省庁の支援情報を探ることができるサイト	東京都
	自分が使える支援が知りたい	<a href="#">生活を支えるための支援のご案内</a>	厚生労働省によるご案内	厚生労働省

支援策一覧

	目的等	制度名等	制度の要件、内容等	制度の要件、内容等	募集期間等	問い合わせ先等
融資	収入の減少や失業・休業などにより生活資金に困っている	<a href="#">緊急小口資金貸付</a>	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	20万円以内（一括交付） ・据置期間 1年以内 ・返済期間 2年以内 ※返済時の所得状況に応じて免除可能	（個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999）	・区市町村の社会福祉協議会 ・中央労働金庫（郵送のみ）
	収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている	<a href="#">総合支援資金（生活支援費）</a>	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯 ※緊急小口資金（特例貸付）と同時利用不可	世帯人数2人以上：月額20万円以内 単身：月額15万円以内 貸付期間：原則3か月以内（送金は、1か月ごとの分割交付） ・据置期間 1年以内 ・返済期間 10年以内 ※返済時の所得状況に応じて免除可能	（個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999）	<a href="#">区市町村の社会福祉協議会</a>
給付金等	一律10万円の給付金	<a href="#">特別定額給付金</a>	基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者1人につき10万円		郵送方式の申請受付開始日から3ヶ月以内	<a href="#">区市町村</a> ・特別定額給付金コールセンター 0120-260020（9:00～18:20）
		<a href="#">子育て世帯への臨時特別給付金</a>	対象児童1人につき、1万円（1回の給付のみ） ※令和2年3月31日時点での居住市町村から支給	申請不要（対象者には、令和2年3月31日時点での居住市町村から通知）		
	家賃が支払えない	<a href="#">住宅確保給付金</a>	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある個人（自営業者含む）に対し、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主に支給			最寄りの自立相談支援機関（八王子市の場合は市役所福祉部生活自立支援課 042-620-7408）

猶予等	税金猶予	<a href="#">租税の猶予等（国税）</a>	令和2年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来する国税について ①令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少しており、 ②国税を一時に納付することができない場合	所轄の税務署に申請すれば、納期限から1年間、納税の猶予（特例猶予）が認められる（新型コロナウイルス特法第3条） 特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。また、申請に当たり、担保の提供は不要（納期限が過ぎた未納の国税・地方税についても、さかのぼり利用可能）		所轄の税務署
	都税猶予	<a href="#">租税の猶予等（自動車税などの都税）</a>	以下の①②をいずれも満たす者 ① 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること	対象：全ての都税（自動車税環境性能割、狩猟税等を除く） 猶予期間：1年間 延滞金：全額免除 担保：不要	関係法令の施行（R2.4.30）から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日まで	<a href="#">所轄の都税事務所</a>
	社会保険料の猶予等	厚生年金保険料等の猶予制度の特例	事業等に係る収入に相当の減少があった事業主にあつては、申請により、1年間、特例として厚生年金保険料・労働保険料等の納付を猶予することが可能 【対象者】 コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業主	【内容】 1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予。担保の提供は不要。延滞金もかからない。	※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象。	<a href="#">最寄りの年金事務所</a>
	国民年金保険料等の免除等	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免等	一定程度収入が下がった場合に、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免や徴収猶予等が認められる場合があり			市区町村、年金事務所又は国民健康保険組合
	公共料金等の猶予等	<a href="#">電気・ガス料金</a>	対象：緊急小口資金または総合支援資金の貸付を受けた者 ①使用者の申出により支払期日を1ヶ月繰り延べ、その後においても、使用者の状況に応じて柔軟な対応を実施 ②使用者の料金の支払い遅延による供給の停止については、使用者が置かれた状況に配慮し柔軟に対応するよう、事業者に対し要請			
	公共料金等の猶予等	<a href="#">水道・下水道料金</a>	収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難になった者からの申し出により、その日から最長で4か月支払いを猶予 ※猶予期間後も支払いについての相談			23区内：水道局お客さまセンター-03-5326-1101 多摩地区：水道局多摩お客さまセンター 0570-091-101 (ナビダイヤルをご利用できない場合) 042-548-5110